

欧州プルデンシア知財リポート

2015年10月

VOL. 1

模倣品対策

Professional Interview

欧州の知財弁護士に聞く
模倣品対策のポイント

80年の歴史を持つ
知的財産専門の法律事務所(ドイツ)
Krieger Mes & Graf v. der Groeben
パートナー/ドイツ弁護士

Jens Künzel

イェンス・キュンチェル



■ Special Interview

40回目を迎える、ドイツの
模倣品コンペ主催者に取材

Aktion Plagiarius e.V.

アクション・プラギアリウス協会



ドイツ・EUの 模倣品被害 最新動向

「模倣品ビジネス」の動向を探る

日本と同様に 深刻な模倣品被害

2013年、ドイツの税関における差止価額は134百万ユーロ(約180億円)と、日本の税関における2014年度の差止価額とほぼ一致する。大手会計事務所アーンスト・アンド・ヤング(E&Y)の推計によると、ドイツにおける模倣品の被害総額は年間、500億ユーロ(約6兆7千億円)に上る。同所のアンケートに応じたドイツ企業の79%が頻繁に模倣品被害に遭っているという。E&Yによると、最近では消費財に加えて、(機械など)生産財における模倣品の割合が拡大している。

ドイツ機械工業連盟(VDMA)は、同国の機械業界における模倣品被害額を年間79億ユーロ(約1兆円)と推計。同連盟の2014年度調査では、ドイツの機械メーカーの71%が模倣品による被害を受けている(2003年から続く同調査で最高値)。

模倣品の主な経由地が

ドバイからモロッコに?

現在、アラブ首長国連邦のドバイにある「ジュベル・アリ・フリーゾーン」が模倣品の積替拠点として有名である。モロッコのタンジェ新港(Tanger-Med)を自由貿易地域・自由港として規模を拡大する工事が2017年を目途に進められており、ジュベル・アリ・フリーゾーンよりも大きくなるといわれる。同港はスペイン国境から15kmしか離れていないため、EU向け模倣品の一大積替拠点となることが懸念される。

模倣者の標的は

技術力のある中堅企業

VDMAの調査結果をみると、従業員数が五百〜千人の中堅企業が狙われている。「隠れたチャンピオン企業」と称される、イノベーション力のある中堅企業で、ドイツ経済の屋台骨でもある。そのようなドイツ企業では9割が模倣品被害に遭っており、被害額は売上上の5%に相当。

同調査によると、従業員数が五百〜

千人の中堅企業では、「模倣品を発見しても何も措置をとらない」という企業が49%と半数近い(従業員が千人以上の大企業では、この割合が21%に留まる)。欧州刑事警察機構の「EUにおける模倣品状況報告書 2015年」は、「中小企業では自社のブランドを模倣者から守り、法的措置を講じるための資金が限られている」と弱点を指摘する。

ドイツ製ハイテク模倣品 産業財産権の隙をつく

40年前から模倣品問題の啓蒙活動を続けているプラグリアウvs協会(4ページ参照)は、「模倣品の発注者や輸入業者は、実は先進国の企業であることが多い」と指摘する。最近の傾向として、「何十年の間、アジアの模倣品に憤慨していた、欧米の企業が模倣者になるケースが増えている」という。優れた競合製品があれば、それが産業財産権で厳重に保護されているかどうか調べ、隙があれば、その製品を恥じらいなくコピーするそうだ。

Prudentia Marketing Research Ltd.

代表者

湯川 久美子

Dr. Kumiko G nibba-Yukawa

1970年生まれ。武蔵工業大学工学部電子通信工学科中途退学(3年後期)。1993年渡独。独Bielefeld大学経済学部経営学科卒業。大手コンサルティング会社KPMGに戦略コンサルタントとして入社。FBC(フランクフルト)と提携し、欧州市場調査のプロジェクトマネージャー(フリーランス)として活動する傍ら、博士論文を執筆。独Bielefeld大学にて経済学博士号取得。2007年Prudentia Marketing Research Ltd.を共同設立。



ドイツの機械メーカーを対象としたVDMAの模倣品被害調査では、模倣品の仕出国のトップは中国だが、第2位(23%)はドイツである。中国製の模倣品は粗悪なことが多いが、ドイツ製のものは「ハイテク模倣品」とされる。模倣者の大半が競合企業で、多くの場合、リバーエンジニアリングによって模倣に必要なノウハウを得ている。

■ ドイツ税関における輸入差止実績（2013年）



- **【概要】** 件数: 26,127件(前年比9.4%増)、差止点数: 3,926,888点(前年比22.6%増)、差止価額: 134,002,414ユーロ(前年比5.2%増)
- **【仕出国別(件数ベース)】** 中国(59%)、香港(19%)、米国(4%)、英国(3%)、シンガポール(3%)
- **【品目別(件数ベース)】** 靴類(38%)、バック・眼鏡・時計・アクセサリなどの装身具(19%)、衣類(14%)
- **【知的財産別(件数ベース)】** 商標権(87%)、意匠権(10%)、特許権(1%)

(出典:ドイツ財務省)

■ EU全体の輸入差止実績（2013年）



- **【概要】** 差止件数: 86,854件、差止点数: 35,940,294点、差止価額: 768,227,929ユーロ、差止申請数: 26,865件 (※輸入差止申請の数が過去5年間で倍増)
- **【仕出国別(点数ベース)】** 中国(66%)、香港(13%)、ギリシャ(6%)、トルコ(4%)、アラブ首長国連邦(2%)
- **【品目別(点数ベース)】** 衣類(12%)、医薬品(10%)、タバコ(9%)、梱包材(9%)、玩具(8%)
- **【知的財産別(点数ベース)】** 商標権(93%)、意匠権・実用新案(3%)、特許権(2%)

(出典:欧州委員会)

■ ドイツ機会業界における模倣品被害の実態（2014年度報告書）



- **【被害に遭っている企業の割合】** 全体→71%、従業員数500人以上1000人未満の中堅企業→90%
- **【模倣品による被害額】** 全体→売上高の3.8%、従業員数500人以上1000人未満の中堅企業→売上高の5.4%
- **【模倣された箇所】** 部品(64%)、外観・デザイン(56%)、機械全体(51%)、スペア部品(44%)、カタログ・パンフレット・製品写真(35%) (※外観・デザインの模倣が2010年の29%から56%に倍増)
- **【侵害された知的財産権】** 不正な複製(63%)、特許(46%)、商標(31%)、意匠(22%)
- **【仕出国】** 中国(72%)、ドイツ(23%)、トルコ(20%)、インド(19%)、イタリア(15%)
- **【模倣者】** 競合(71%)、地下工場(27%)、顧客(23%)、納品業者(18%)、プロの模倣者(17%)

(出典:ドイツ機械工業連盟)

■ EUにおける“模倣品ビジネス”の動向（2015年度報告書）



- **【仕出国】** 最大の仕出国は中国だが、ある特定の製品カテゴリーの模倣に特化した仕出国も存在する(医薬品ではインド、食品ではエジプト、香水・化粧品ではトルコなど)。
- **【経由地・自由貿易地域】** アジアから欧州に入ってくる模倣品の大半がエジプト、香港、モロッコ、シンガポール、もしくはアラブ首長国連邦を経由。これらの国には大きな自由貿易地域があり、犯罪組織が模倣品の積替拠点として、積み荷の仕出国・中身・目的地を隠すために利用。自由貿易地域で商標マークを付け加えたり、パッケージを入れ替えたり、ラベルを貼り替えたりして、模倣品を完成する手口も知られている。
- **【EU域内の製造拠点】** 商標のない無印の製品、もしくは自社の商標が付いた製品を合法的にEUに輸入し、欧州の拠点で(別送の)偽造ブランド・ラベルやパッケージを付け加えて、模倣品を完成させることもある。最近では、(EU外側国境の水際取締りを避け、輸送コストを節約するために)EU域内で模倣品を製造するケースもある。
- **【認証・証明マークの偽造】** 模倣品が本物らしく見えるよう、安全性や品質を示す認証・証明マークも偽造している。特に食品業界では、オーガニック認証マークが頻繁に悪用されている。フェアトレード認証マークの偽造・悪用も増えるとみられている。

(出典:欧州刑事警察機構、欧州共同体商標意匠匠)

※ ご質問・ご意見などがございましたら、お気軽に湯川宛て(gnibba-y@prudentia-mr.com)にメールをお送りください。

ドイツの 模倣品コンペ と博物館

40回目を迎えるドイツの プラギアリウス模倣品コンペ 主宰者のラクロワ氏に取材

1977年、産業デザイナーのブッセ氏は自身がデザインした製品の粗悪な模倣品（香港製）が出回っていることに憤慨し、模倣者にとつて不名誉な「プラギアリウス賞」の授与を始めた。授賞式で著名人がスピーチすることもあり、マスコミの注目を集める。模倣品被害に遭っている日本企業も参加。

マスコミが大きく報道 模倣を抑制する効果発揮

プラギアリウス模倣品コンペは今回で40回目を迎えます。ドイツでは、「プラギアリウス賞」は有名で毎年マスコミにも取り上げられています。日本ではまだあまり知られていませんので、コンペの目的と概要をご説明いただけますか。

（ラクロワ氏） 1977年より、プラギアリウス模倣品コンペを開催しています。毎年、特に悪質な模倣品の製造業者・販売業者に「プラギアリウス賞」を授与しています。我々の目的は、世界中のいんちきな模倣品ビジネスについて啓発し、この問題に対する企業、政治家、消費者の意識を高めることです。トロ

フィー（右下の写真）は金色の鼻を持つ黒色の小人です。金色の鼻は、創造性溢れるデザイナーや革新的なメーカーを踏みしり、模倣者が得ている法外な利益を象徴します。

「プラギアリウス賞」は、その模倣品が法的に許されるか否か、合法か違法かは明らかではありません。我々には裁判することはできないからです。しかし、我々は不当な仕打ちを受けた企業に目を向けさせ、露骨にそっくりそのままコピーすることは幼稚で、道徳的に非難されるべきで、経済・技術成長の停滞に繋がるということを主張することができます。

嬉しいことに、「プラギアリウス」の知名度は模倣を抑制する効果を発

揮しています。公衆の面前で恥をかかされることを恐れ、「模倣者」とされた企業の多くが模倣品を回収したり、差し止めに合意したり、納品業者を明かしたりしています（※審査の前に主催者側が、コンペ応募者から「模倣者」とされた企業に通知し、回答を求めます）。

毎年、フランクフルトで開催される消費財見本市「アンビエンテ」の会場で、記者会見を兼ねて授賞式を行います。プラギアリウス賞の受賞者（模倣品の製造業者・販売業者）に関するマスコミの報道は大きいです。見本市「アンビエンテ」では、その年の応募品（本物と偽物）を全て展示します。見本市の終了後は、受賞品（本物と偽物）をゾーリン

Aktion Plagiarius e.V.

アクション・プラギアリウス協会

模倣品コンペ「Plagiarius-Wettbewerb」を毎年、開催するなど、模倣品問題に関する啓発活動を展開している



（写真提供 Aktion Plagiarius e.V.）

ゲンにある我々の「模倣品博物館」や他の場所で行われるプラギアリウス展示会に展示します。模倣品コンペには、（自社の真正品を提出し、模倣を公にする権限のある人ならば）デザイナー事務所でもメーカーでも販売会社でも参加できます。

模倣は麻薬取引よりも

利幅が大きく処罰が軽い

模倣品は世界中に出回っており、日本でも模倣品の被害が増加しています。なぜ、模倣品ビジネスはこれほど盛んなのでしょうか。



模倣品博物館 (写真提供 Museum Plagiarus e.V.) カメラマン: Uwe Flöck (ゾーリンゲン)、建築家: Reinhard Angelis (Planung Architektur Gestaltung)

〈ラクロワ氏〉 製品やブランドの模倣は桁外れに儲かるビジネスモデルで、利幅が麻薬の取引よりも大きかったりします。多くの場合、残念ながら、処罰は麻薬取引よりもはるかに軽いです。ですから、組織犯罪を引き付けます。マフィアの組織がマネー・ロンダリングや活動資金の工面のために、(医薬品や高級品などの)偽造品取引を行って、いることを国際刑事警察機構も確認しています。

しかし、犯罪組織ばかりではなく、グローバル化のあおりを受けて、イノベーションやコスト低下についていけず、

独自のアイデアもないため、他社のアイデアに便乗してしまう、小規模の会社が模倣者であることも多々あります。もちろん、そのような会社は易きに付いています。研究開発、デザイン、マーケティングに資金をつぎ込むことなしに、イノベーションに富む企業の完成品を露骨にそのまま複製しているわけです。

しかし、市場は供給と需要から成り立ちます。消費者のひとりひとりにも責任があります。模倣品だと承知の上で買う人は、児童労働や犯罪行為を助成することになります。模倣者は格安の代替品を提供してくれるなどと、消費者はナイーブな幻想にとらわれてはいけません。模倣者は自分たちの金儲けだけを考えています。この点に関して、消費者の目を覚まさせ、意識を高めることが重要です。

グローバル化とネットで模倣品ビジネスがプロ化

貴協会は40年に渡り、模倣品問題を追っていますが、時代の流れにつれ模倣品にも変化が見られますか。最近の動向についてお聞かせください。

〈ラクロワ氏〉 製品やブランドの模倣とそれに先立つ産業スパイ行為は、最も

深刻な経済犯罪のひとつとなりました。昔は裏庭にいたような作業場で素人つぼく複製していたのが、今日では製造、ロジスティクス、販売の国際的なネットワークを持つプロのビジネスとなりました。その背景には、グローバル化、インターネット、技術の進化などがあります。

郵便物における輸入差止件数が過去数年間で数倍になったことが特記に値します。原因はネットショッピングの急増です。格安価格で買いたいから、便利だから、(店頭で買うのは)恥ずか

しいからなどの理由で、化粧品、医薬品、生活改善薬などを消費者がネットで世界中から頻繁に注文するようになっています。そのような需要を見込んで、疑わしいネットショップの数は物凄く多いです。その上、今日では危険性の高い格安の複製品から真正品と価格がほとんど変わらない、高品質の複製品まで、全ての価格帯・品質の模倣品・偽造品が出回っています。しかも、高級品メーカーだけではなく、もはやほとんど全ての業界が模倣品被害に遭っています。

Museum Plagiarus 模倣品博物館

刃物の町として有名なゾーリンゲンにある博物館。プラギアリウス模倣品コンペの初回(1977年)から現在まで、全ての受賞品(本物と偽物)を展示。税関が押収した侵害品も含め、350点以上を収集。日用品、衣料品、家具、玩具、化粧品、医薬品、圧力計、自動車のリム、チェーンソーなど様々な業界の模倣品を陳列しており、日本メーカーの製品もある。

- 【所在地】 Bahnhofstraße 11, 42651 Solingen, Germany
- 【アクセス】 デュッセルドルフより車で約45分
デュッセルドルフ中央駅より近郊電車 S7に乗り、Solingen Grünewald下車(30分)。徒歩3分。
- 【開館日】 木・金: 09:30~13:00、13:30~17:00、
土・日: 13:00~17:00、月・火・水: 休館
- 【入場料】 大人: 4ユーロ、子供(10歳以下): 無料
学生・生徒・身体障がい者・年金生活者: 3ユーロ
- 【連絡先】 ☎ +49-(0)212-2210 731
☎ +49-(0)212-2210 732
✉ info@museum-plagiarus.de
🌐 www.plagiarus.de/museum/

名の知れた中堅企業が参加 日本企業も応募

模倣品コンペには毎年、どれぐらいの応募がありますか。どの業界からの応募が多いですか。企業規模では、やはり中堅企業が多いのでしょうか。

〈ラクロワ氏〉 毎年、30〜50件の応募があります。近年では全ての業界が模倣品被害に遭っていますから、我々の公募に応じて送られてくる製品も多種多様です。例えば、日用品、高級品、家具、玩具、宝飾品、(圧力計、ヒートガン、自動車のリムなどの)テクノロジー製品、(人工呼吸器などの)医療機器など。我々は模倣品被害に遭っている企業の「代弁者」ですから、特に中堅、中小企業が数多く応募しています。参加者の中には、国際的に著名な中堅企業も多数含まれます。

模倣品コンペにはドイツ企業だけではなく、外国企業も参加することができます。弊社の顧客も含めて、すでに幾つかの日本企業が参加しました。どの国からの応募が特に多いですか。

〈ラクロワ氏〉 模倣品コンペの参加者は国際規模で募集します。日本からも応募がありました。全体的に欧州諸国からの参加が多いですが、米国、イスラエル、台湾、ときには中国からも応募があります。我々の知名度が上がるにつ

れ、国外からの応募が増えています。模倣品被害に遭っているのは、全世界のイノベーション力のある企業ですから。

審査員は各分野の代表者

一等賞〜三等賞の他にも賞

どのように受賞品は選出されるのでしょうか。

〈ラクロワ氏〉 審査員会はデザイン、政治、技術、経済、業界団体などの代表者から構成され、毎年入れ替わります。一定の条件を満たし審査に進んだ応募品の中から受賞品を選出します。



(写真提供 Aktion Plagiarius e.V.)

2015年 プラギアリウス模倣品コンペ【一等賞】

ヒートガン「HL 1610 S」と「HG 2310 LCD」

真正品(左側) STEINEL Vertrieb GmbH (ドイツ)

模倣品(右側) Shenzhen Jin Xiong of internal and external electronic tools Co., Ltd.(中国)

一等賞〜三等賞のほか、複数の同等の賞、場合によっては特別賞(例:「再犯者」)もあります。審査員は応募用紙に記載された情報(価格や品質の差、模倣品の安全上の欠陥、真正品の産業財産権の登録状況、裁判所の判決、和解の試みなど)だけではなく、「模倣者」とされた側の回答も考慮します。さらに、審査員の職業上の経験や個人的な「憤慨の度合い」も審査に影響します。

結束して模倣品と闘う

許容しない強い姿勢を示す

模倣品対策のための広報活動に関して、日本企業にアドバイスをいただけますでしょうか。

〈ラクロワ氏〉 基本的には、業界団体などのグループにまともな、団結して模倣品と闘うことをお勧めします。結束した方が、世論の喚起など、より多くのことを達成できます。模倣品被害に遭っている他社と対策の効果などについて情報交換することも有意義です。

もちろん、「模倣者」を公表する際には、法的根拠なしに不当に名誉毀損しないよう、細心の注意を払わなくてはなりません。さもないと、名誉毀損で訴えられるかもしれません。真正品のメーカーが自社製品を産業財産権(意匠、商標、特許など)で保護しておらず、「不正競争」も使えない場合、いかに模倣がズルくて陳腐であっても、残念ながら法律的には合法です。

例えば自社のホームページで、産業財産権、正規の販売業者、自社のイノベーション力、クオリティーに対する考えなどについて情報発信することができます。さらに、模倣者や偽造者を徹底的に追及する姿勢を外部にはつきりと示すべきでしょう。

模倣品コンペの準備で忙しい中、詳細に「回答いただき、どうもありがとうございました。」

Plagiarius-Wettbewerb 2016

第40回プラギアリウス模倣品コンペ

※応募条件の詳細は主催者のホームページにてご確認ください。
日本語でのサポートをご希望の場合は弊社までご連絡ください。



主催者

Aktion Plagiarius e.V.

Nersinger Straße 18
89275 Elchingen
Germany

☎ +49-(0)7308-922 422

☎ +49 (0)7308-922 423

✉ info@plagiarius.com

🌐 www.plagiarius.com

日本語サポート

弊社では日本企業様の模倣品対策支援の一環として、「プラギアリウス模倣品コンペ」の応募を日本語でサポートしております。

- 応募条件、応募用紙、添付資料などの翻訳
- 主催者との橋渡し
- 授賞式・記者会見にご出席される際の同行・通訳
- 必要があれば、ドイツの知財弁護士や弁理士の手配

【日本語でのお問い合わせ】

service@prudentia-mr.com

【応募資格】 国・地域、業界、規模を問わず、模倣品被害に遭っている全ての企業（メーカー、販売会社）

【応募期限】 2015年11月30日（最終期限 2015年12月10日）

【応募費用】 350ユーロ（11月30日以降12月10日迄の応募は450ユーロ）

【提出物】

- 自社の真正品（パッケージも模倣された場合はパッケージも）
- 模倣品（場合によってはパッケージも）
- 必要事項を記入し署名した応募用紙 ※ 主催者HPよりダウンロード
- 該当する産業財産権が登録してある場合はそのコピー
- 場合によっては模倣者との書簡のやり取り、裁判所の判決
- その他、審査員にとって参考となる説明資料（簡潔かつ明確に）

【提出物の送付先】

応募用紙を含む全ての提出物：主催者Aktion Plagiarius e.V.に郵送

応募用紙のコピー：主催者Aktion Plagiarius e.V.にメール送付

【応募の流れ】

2015年11月30日 応募期限（最終応募期限は12月10日）

2015年12月 主催者側から「模倣者」に照会し、「模倣者」から回答があれば応募者に再度、確認

2015年1月 審査

2015年2月12～16日 世界最大級の国際消費財見本市「アンビエンテ（フランクフルト）」の会場で受賞式（出席の義務はなし）// 全ての応募品（本物と偽物）が同見本市にて展示される

受賞した「本物」と「偽物」は模倣品博物館（ゾーリンゲン）の常設展示品となる

【応募のメリット】

- 主催者が「模倣者」にコンタクトを取り、回答の機会を与えるため、「模倣者」から有益なバックグラウンド情報を引き出せる可能性がある。
- 「模倣者」が公衆の面前で恥をかかされることを恐れ、差し止めに合意したり、製品（模倣品）を市場から回収したり、納品業者を明かしたりする可能性がある。

模倣品対策 のポイント

ドイツの老舗・知財法律事務所の 弁護士（パートナー）に聞く 模倣品対策のポイント

知的財産権に敏感なドイツ企業がどのような模倣品対策を講じているのか知ることは、日本企業にとっても参考になり得る。例えば、日本では意匠出願がじり貧傾向にある中、ドイツ企業は意匠を戦略的に模倣品対策に活用している。第一線で活躍するドイツ人弁護士に、模倣品の予防対策、発見方法、発見した場合の対処方法などについて質問した。

テクノロジー製品でも

意匠を保護すべき

〈湯川〉 日本の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は2014年に初めて3万件を超え、5年連続で増加しています。ドイツでも模倣品による被害が増加傾向にあるかと思えます。ドイツ企業はどのような模倣品対策を講じているのでしょうか。

〈キムチエル弁護士〉 昔から、非常に多くのドイツ企業が模倣品対策に熱心で、数多くの様々な対策を講じています。まず最初に、特許保護が挙げられます。ドイツは昔から進んだ工業国ですから、多くの企業では発明の保護に

重点を置いています。2014年、欧州特許庁に274千件の特許が出願されましたが、その内の32千件はドイツからの出願です。第2位の日本に次ぐ第3位です。ちなみにトップは米国です。ドイツ特許商標庁には、2014年、約5万件の特許がドイツの企業・個人によって出願されています。ドイツでは、商標や意匠保護も模倣者やフリーライダーから守るための手段として頻繁に使われています。アリカンテにある欧州共同体商標意匠庁の年次報告書によると、2014年度の共同体商標出願117千件の最も多くをドイツが占めます。また、同年の共同体意匠出願の5分の1以上がドイツです。

とりわけ意匠保護はドイツでここ数年、再評価されています。

アップル対サムスンのタブレットPCをめぐる訴訟のように、大きな注目を集める意匠侵害訴訟が複数あったことから、ドイツ企業はテクノロジー企業であっても、広範な意匠保護の重要性を再確認しました。弊所では、「テクノロジー製品でも意匠を保護すべき」とクライアント様に助言しています。

デザイン性が高くなくとも
意匠登録の意味がある

Krieger Mes 法律事務所

& Graf v. der Groeben

パートナー／ドイツ弁護士／法学修士

Jens Künzel

イェンス・キムチエル

1971年生まれ。2000年に知的財産権に特化した法律事務所Krieger Mesにて弁護士としてスタート。2006年より同事務所のパートナー。特許、意匠、商標、競争法分野の係争・非係争案件を取り扱う。幅広い業界に経験豊富で、クライアントには日本企業も複数含まれる。



〈湯川〉 日本国が「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」に加盟したため、2015年5月13日から日本企業も意匠の国際登録制度を利用できるようになりました。これにより、国際意匠出願においてEUを指定し、欧州共同体意匠を取

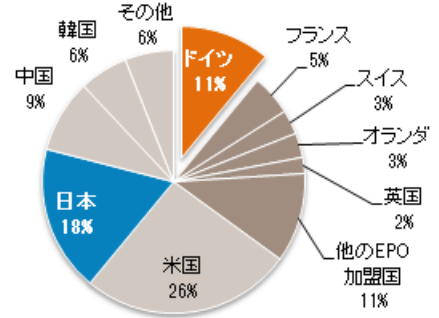
欧州最大の“知財大国”ドイツ

- 【欧州特許出願】米国、日本に次ぐ第3位(11%)
- 【共同体商標出願】第1位(16%)
- 【共同体意匠出願】第1位(22%)

(出典: 欧州特許庁、欧州共同体商標意匠庁)

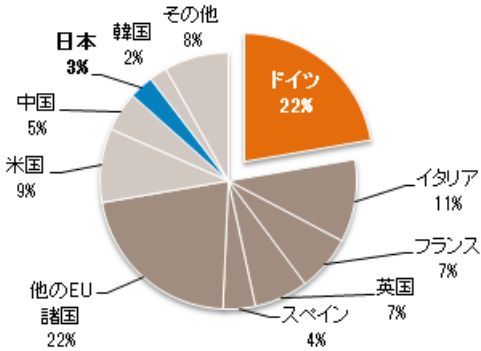
欧州特許の出願件数

(2014年、国別内訳)



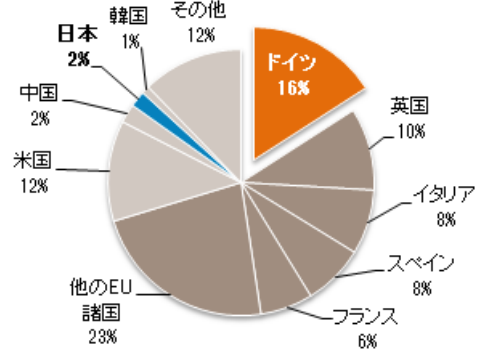
共同体意匠の出願件数

(2014年、国別内訳)



共同体商標の出願件数

(2014年、国別内訳)



得することも可能です。意匠登録はドイツ・EUにおける模倣品対策にどのような効果があるのでしょうか。どのような場合、意匠を出願することに意味があるのでしょうか。意匠のほうが立体商標よりも適切なのでしょうか。

(キュンツェル弁護士) 裁判で意匠保護が認められるためには、ハイテク製品でもデザイン面で何か特別でなくてはなりません。アップル社のiPadが良い例です。訴訟の際、裁判所はまず最初にその意匠が一定のクオリティーを有するかどうか審査します。多くの場合、そのようなクオリティーを有するかどうか、前もって予測することは困難です。しかし、意匠出願の意味があるのは、その製品が本当に高いデザイン性を有し、裁判でもそれが認められる可能性が高い場合だけではありません。意匠が登録されれば、それを登録簿で閲覧することができ、潜在的な模倣者にとって、ひとつのハードルとなります。

意匠の場合、特許や商標とは異なり、ある一定の拒絶条件(これに該当する出願はほぼ皆無です)のみを審査するだけです。ほとんど全ての意匠出願が登録され、公開に至ります。登録簿で調査可能な意匠は、意匠保護の不明な製品よりも模倣されることが少ない傾向にあります。ですから、侵

害訴訟なった際に成功する確率が定かでない場合でも、意匠出願することが得策と言えるでしょう。製品やパッケージの形状がこれまで知られている意匠と若干異なるだけという場合でもです。

立体商標は審査が厳しい保護の範囲は広い

意匠を出願するか、製品やパッケージの形状を立体商標として出願するか、どちらが適切かはケースバイケースですので、一般的にお答えすることは難しいです。立体商標がドイツ特許商標庁もしくは欧州共同体商標意匠庁の審査を経て本当に登録されたならば、意匠保護の範囲を超える、大きな保護を得られます。なぜなら、立体商標の場合、侵害の基準が「混同の恐れ」です。ただし、ドイツ特許商標庁や欧州共同体商標意匠庁では、立体商標の登録に際して、厳しい審査基準があり、多くの場合、登録拒否となります。意匠が登録される可能性のほうが確実ですから、(立体)商標出願のほかに意匠の出願も常に検討すべきです。多くの場合、製品を守るために、意匠を登録することは商標登録と同じくらい意味があります。

【事例】ドイツの中堅企業A社の模倣品対策

- バスルームやキッチンの水栓メーカー
- 売上高は190百万ユーロ(約259億円)

【産業財産権の出願・登録】

毎年、約10万ユーロ(約1,362万円)を産業財産権の出願に充てている。

- 共同体意匠、国内意匠(製品のデザイン性が高いため、意匠のウエートが大きい)
- 商標(EUのほか、米国、中国など全ての重要な国・地域における国際商標)
- 特許

【模倣者に対する法的措置】

毎年、約10万ユーロ(約1,362万円)を模倣者に対する産業財産権の行使に充てている。

- 民事法による措置(仮差止請求など)
- 隔年、フランクフルトで開催される業界最大の見本市ISHの会場を税関や弁護士とともに巡回し、模倣品を押収*

* 見本市ISHでは、税関がドイツ機械工業連盟(VDMA)と共同で展示ブースの巡回を開催しており、企業の代表者、顧問弁護士・弁理士も参加する。その際、欧州以外の外国企業の製品に重点が置かれ、その場(展示ブース)で模倣品が押収される。

【水際差止請求】

- 重要な意匠権に関しては、輸入差止を申請

【広報活動】

- プラギアリウス模倣品コンペ(4~7頁参照)に参加

(出典: キュンチエル弁護士から提供された資料・情報を基に弊社にて作成)

予防対策の基本は 産業財産権の早めの出願

〈湯川〉模倣を防ぐ、もしくは模倣をしにくくするためには、どのような対策が効き目がありますか。ドイツ企業はどのような予防措置を講じていますか。

〈キュンチエル弁護士〉もちろん、第一ステップは産業財産権の出願を早めに行うことです。特許保護では基本的に、その発明を具現した製品が特許出願の前に公開されてはならないことになっています。発明が新しくなくなってしまうから、意匠保護においても同様に新規性が前提条件です。ただし、(見本市に展示するなど)自社による公開は、12ヶ月以内に意匠出願するならば問題ありません。商標に関しては、(登録せず)以前から自社で使用していても問題ありません。商標が新しいことは商標保護の前提条件ではありませんから。

中期的に欧州に事業展開(ドイツの見本市への出展を含む)する計画があるならば、特に日本で有名な商標はドイツやEUでも早期に登録することをお勧めします。なぜかという点、日本で有名な商標でも、ドイツやEUで第三者に先に登録されてしまうと、権利化してしまった第三者への対抗措置が非常に難しいケースが多いからです。

企業がその製品を包括的に産業財産権で保護したならば、競合企業の多くにとって、その製品をコピーしたり、

模倣したりする妨げとなります。その他、複製するのが難しい、模倣品ではなく真正品だと顧客に示せる、製品の属性について検討することも意味があるかもしれません。それは、技術的な模倣防止装置(ソフトウェアのライセンスキーなど)であるかもしれません。デザインナーズブランドの服や靴などでは、複製が難しいもしくはコストがかかる、特殊なアプリケーションや付属品(例えば、特殊なラベル、縫い付け飾り、ホログラム)であるかもしれません。そのような付加的な製品属性は、産業財産権の登録に加えて、複製を抑制する効果があります。顧客が真正品を見分けることができれば、複製品の経済的な魅力が減るからです。

EU域内で水際差止

見本市を巡回して発見

〈湯川〉模倣品はどのようにして見つけるのでしょうか。

〈キュンチエル弁護士〉模倣品の突き止めに非常に効果のある措置はいわゆる水際差止です。多くのドイツ企業や外国企業がEUにおける輸入差止を申請しています(Union application)。シンベンにある産業財産権中央局(ZGR)に

ドイツ企業*における 模倣品対策の実施状況

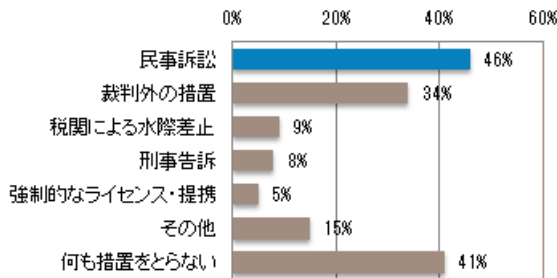
(出典:ドイツ機械工業連盟(VDMA))

- **【予防】** 産業財産権の出願が第1位
- **【発見】** 見本市における発見が第3位
- **【対処】** 民事訴訟(仮差止請求、本案件訴訟)が第1位

(*ドイツ機械工業連盟の会員企業が調査対象)

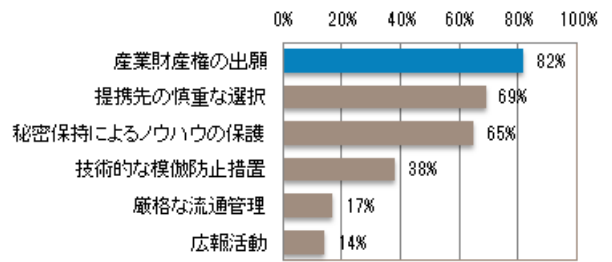
模倣品発見後の措置

(2014年、実行しているドイツ企業の割合)



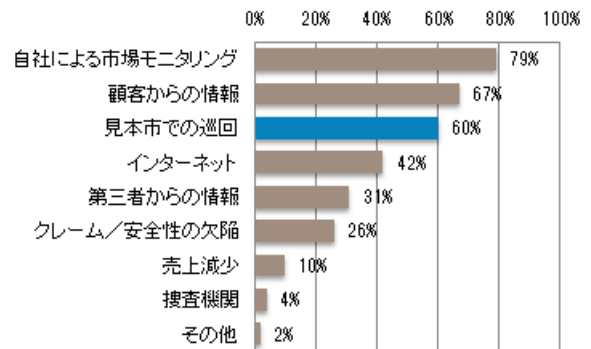
模倣品の予防対策

(2014年、実行しているドイツ企業の割合)



模倣品発見の方法

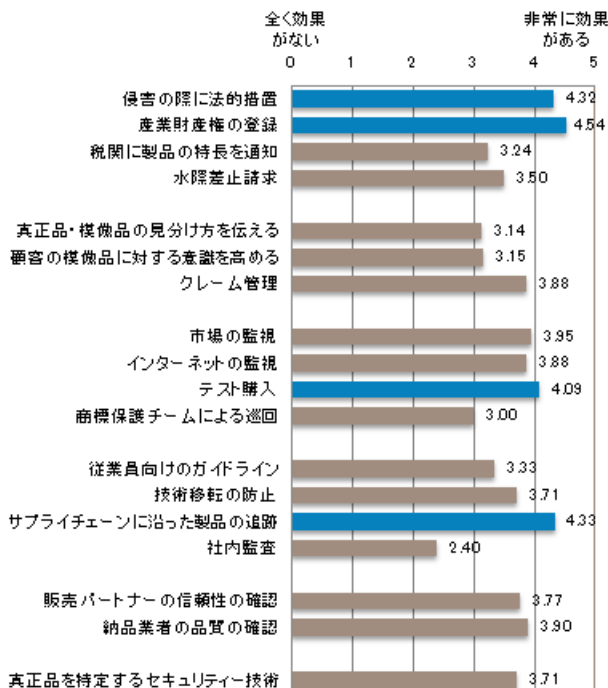
(2014年、実行しているドイツ企業の割合)



ドイツ企業から見た模倣品対策の効果

(出典:Ernst & Young ドイツ, Intellectual Property Protection)

“個々の模倣品対策の効果をどのように評価しますか？”
(2012年)



申請すれば、各EU加盟国に伝達され、それぞれの加盟国で受理手続きが行われます。該当する産業財産権を有することが受理要件となっております。水際差止によって侵害品のEU域内への流入を防ぐことができます。水際差止はEUの外側国境だけではなく、空港、港、駅、場合によっては見本市でも行われます(税関を備えている見本市もあります)。重要なことは、税関がピンポイントで取り締まれるよう、模倣品の全ての特徴、過去のケース、実際のもしくは可能性のある模倣者、考

えられる輸入経路について、前もって税関に情報を提供しておくことです。
ドイツでは産業財産権の侵害が見本市で頻繁に発見されています。ドイツ連邦裁判所が商標法や競争法に関する、見本市における侵害品の証拠の前提条件を厳しくしたこともあり、権利行使の際に新たな課題が生じています。しかし、見本市を発端とする侵害係争の数が非常に多いことに変わりはなく、本当に侵害であるならば、法的措置は通常、成功に至ります。

ドイツにおける民事訴訟手続の流れ(事例:意匠侵害)

仮差止請求

(例えば見本市にて)侵害の発見・確認

専門部を有する地方裁判所(例えばデュッセルドルフ地方裁判所)に**仮差止請求を申請**し、仮差止請求の手続きが開始。※通常、侵害を認識してから1ヵ月以内でないと、迅速性がないとみなされる。

【裁判所が意匠侵害の相当の根拠があると判断した場合】相手方(侵害者)の**口頭弁論なしに、仮差止命令**が出される。

差止命令が**相手方(侵害者)に送達**される必要がある。確実に送達されないと、差止命令は無効。

相手方(侵害者)は**異議を申し立て**ることができる。

【異議申立があった場合】(異議申立の約1~2ヵ月後に)**口頭弁論**が行われる。

(口頭弁論の後に)**判決**が言い渡される。

高等裁判所に**控訴**できる(審理期間:約2~3ヵ月)。控訴審の判決に不服があっても、連邦裁判所に**上告**できない。

(出典:キュンチェル弁護士から提供された資料・情報を基に弊社にて作成)

本案件訴訟

(例えば見本市にて)侵害の発見・確認

意匠事件の専門部を有する地方裁判所(例えばデュッセルドルフ地方裁判所)に**訴状を提出**。
※時効はあるが、迅速性は要求されない。

訴状が**被告(侵害者)に送達**される。通常、口頭弁論の日時も通知される。

原告側と被告側が**各自の主張を述べた準備書面**を介して、書面で周到に口頭弁論の準備。

(訴状の提出から約6~9ヵ月後に)必要的**口頭弁論**が行われる。

(口頭弁論の約2~3週間後に)**判決**が言い渡される。

高等裁判所に**控訴**できる(審理期間:約9~12ヶ月)。控訴審の判決に不服があった場合、連邦裁判所に**上告**できる(審理期間:約1年半)。

素早く仮差止請求 周到に本案件訴訟

〈湯川〉模倣品を発見した場合、どのように対処すべきでしょうか。様々な措置があるかと思いますが、ドイツで一般的な対処方法についてご教示ください。

〈キュンチェル弁護士〉 産業財産権の権利者が、例えば税関における水際差止や見本市で侵害を知りますと、仮差止命令によって該当製品の今後の販売を禁止することが考えられます。産業財産権の種類によって、そのための前提条件が異なります。例えば、特許権では、侵害を明白に分かりやすく説明できるだけではなく、法的有効性(新規性、発明のクオリティー)も十分に確実でなくてはなりません。そのためには事実・状況がはっきりしていないといけません。これは、見本市に出展するような複雑な機械では難しいかもしれませんが、意匠や商標の侵害では、特許侵害よりも容易に事実・状況を明白にすることができるといえます。

さらに、仮差止命令の手段を使う場合は、産業財産権の権利者が侵害について長く前から認知していなかったことが前提条件となります。前から知っていた場合は、通常の訴訟(本案件訴訟)によって侵害行為の継続を禁止することができます。

通常の訴訟手続きは少し長くかかります(例えば、デュッセルドルフ地方裁判所における特許訴訟は約9カ月、意匠訴訟も同じぐらい)。その代わり、時間には迫られず、慌てなくてもよいために、周到に訴訟の準備ができます。

特許侵害の可能性のある機械の詳細が不明な場合、中立の立場にある専門家の鑑定を「侵害者」が受け入れることを強いることができます。このために、いわゆる視察命令を得ることができ、その機械が視察までに改造・変更されたりしないよう、事前連絡なしで行われます。この際、「侵害者」のヒアリングはありません。

通常、訴訟手続きを行う前に、侵害者に警告書を送ります。弁護士の手による警告書だけでも効果がみられる場合もあります。

競争法による 模倣者からの保護が発達

〔湯川〕 該当する産業財産権をドイツでまだ登録していない場合、競争法や著作権法を使って、模倣者を相手取って闘うことはできますか。

〔キエンチエル弁護士〕 競争法でも模倣者に対して措置をとることができま

ドイツ・EUにおける模倣品対策



産業財産権の早めの出願

- 【特許】従来の欧州特許、各国の国内特許、統一特許(新制度発効後)；実用新案
- 【商標】共同体商標、各国の国内商標
- 【意匠】共同体意匠、各国の国内意匠



技術的な模倣防止装置



税関に水際差止請求

- ドイツ：ミュンヘンにある産業財産権中央局(ZGR)に、EU加盟国における輸入差止を申請



ドイツの見本市における刑事法(警察)・税関による措置



民事法による措置

- 仮差止請求
- 本案件訴訟
- 視察手続き(特許侵害の可能性のある製品の詳細が不明な場合)

(出典：キエンチエル弁護士から提供された資料・情報を基に弊社にて作成)

うに、法的行使、特に訴訟において産業財産権を有する場合は違いが幾つかあります。しかし、ドイツでは競争法による模倣者からの保護が発達しており、産業財産権をベースとした差止命令とほとんど変わらないくらいです。

実用品にも著作権保護が 広く適用される

いわゆる実用品であっても場合によっては著作権法で守られます。最近、ドイツ連邦裁判所は以前の判決を覆し、実用品における著作権保護の必要条件が美術品よりも厳しいことは許されないという判決を下しました(純粋な絵画では、創造のクオリティーが低くとも保護されます)。これは、著作権保護が以前よりもはるかに頻繁に行使されるようになるだろうことを意味します。

これまで、(実用品においては)著作権保護が非常に特別な作品にのみ認められていました(例えば、マルセル・ブロイヤール氏によるパウハウスの腰掛け、ミス・ファン・デル・ローエ氏によるバルセロナチエア、ウィルヘルム・ワーグンフェルド氏によるランプ)。著作権保護が実用品にも広く適用されるようになると、原告にとって選択肢が広がるでしょう。

す。ただし、原告側の真正品がその市場セグメントにおいて、目立つ何か特別な特徴、顧客にある特定のメーカーだと示せる特徴を備えていることが条件です。顧客が真正品を見たときに、ある特定のメーカーの名前をすぐに思い浮かべる必要はありません。顧客がデザインを見たときに、「この製品には市場に回っている他の類似品とは異なる何かがあるから、きっとこれはある特

定のメーカーのものだろう」と考えるならば十分です。
真正品がそのような特別な特徴を有するならば、模倣品の差し止めが可能かもしれません。潜在顧客が騙されるほど模倣品と真正品が似ている場合、もしくは虚偽はなくとも、真正品の評判に便乗している場合は、差し止めできる可能性があります。以上のよ

ドイツの見本市の出展前に

第三者の権利を調査

〈湯川〉 日本企業自らがドイツで第三者の権利を知らずに侵害してしまわなためには、どのような点に留意すべきでしょうか。ある日本企業がドイツの見本市に出展したところ、競合のドイツ企業から「ロゴが混同の恐れがあるほど似ている」と警告されたことがあります。

〈キウンチエル弁護士〉 ドイツの司法制度は、ドイツで事業を営む外国企業にとってかなり厳しいです。基本的に、当地で製品を展示したり、製造したり、販売したりする外国企業は、ドイツにおける第三者の産業財産権に関して前もって情報収集しなくてはなりません。そうしないと、その外国企業の「過失」とみなされ、損害賠償などの責任を負わされます。差止命令については、過失の有無に関わらず、客観的に産業財産権侵害があれば出されます。

しかし、ドイツで事業を始めたばかりの頃は損害賠償の金額もまだ大きくないでしょう。ですから、湯川さんがおっしゃったようなケースでも、ドイツの弁護士のクレーバーな助言を得れば、良い解決策を見付けることができるでしょう。特に相手方の要求の正当性を念入りに調査・確認する必要があります。

ドイツの見本市における

外国企業（出展者）に対する攻撃の予防・防御対策



見本市に出展予定の製品がドイツにおける産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を侵害しないか、広告がドイツの不正競争防止法に抵触しないか、早めに確認

- この分野を専門とするドイツの弁護士・弁理士は産業財産権の侵害の有無や問題となりそうな産業財産権に関して、調査・鑑定することができます。



【ドイツの産業財産権を侵害したり、競争法に抵触するリスクが高い場合】

製品／広告に変更を加えることを早めに検討・実施



【変更を加えてもリスクが若干減少しただけで、十分に回避できない場合】

保護書面（Schutzschrift）として反論書をドイツの全ての管轄裁判所に、念のため早めに提出

- 保護書面はオンラインまたは紙媒体でドイツのほとんどの裁判所に提出することができます。相手方が仮差止請求を行った場合に考慮され、口頭弁論なしに差止命令が下るリスクを低減することができます。

（出典：キウンチエル弁護士から提供された資料・情報を基に弊社にて作成）

デュッセルドルフ裁判所は 権利者に有利

〈湯川〉 貴所はデュッセルドルフにあります。デュッセルドルフの裁判所では、欧州で最も多くの特許訴訟が行われており、「世界の特許裁判所」として国際的にも有名です。特許権利者に有利な判決を下すと昔から言われていますが、意匠や商標の訴訟でも同様でしょうか。

〈キウンチエル弁護士〉 デュッセルドルフの裁判所はここ数年、意匠や商標でも欧州レベルで優れた評価を得ています。注目度の高い意匠訴訟がデュッセルドルフで行われています。有名なのは、タブレット端末、Galaxyの最初と二番目のモデルをめぐるアップル対サムソンの訴訟です。その他には、Dr. Oetker社（ドイツの大手食品メーカー）の有名なデザート容器をめぐる訴訟が挙げられます。

デュッセルドルフの裁判所は専門性が高く、迅速で、プロフェッショナルです。今さつき例として挙げた訴訟やその他の訴訟において、デュッセルドルフの裁判所は権利者の利益となるよう、侵害者にとっては厳しい措置を取ることも厭いません。例えば、デュッセルドルフ地方裁判所はサムソン社の最初のGalaxy Tabを仮差止命令によってドイツ全土で禁止しました。

日本企業の期待は大きいが 信義に厚く長年の付き合い

〈湯川〉 キュンチエル先生はドイツ企業のほかに、何社か日本企業の代理人も務めていらつしやいます。日本企業にはどのような印象をお持ちでしょうか。日本にいらつしたことはありますか。

〈キュンチエル弁護士〉 私自身、日本に行ったことが一度あります。妻が日本に長く住んでいたことがあり、日本語が達者なこともありですが、非常にポジティブな印象を受けました。日本の方たちは大変親切で、好奇心旺盛と感じました。日本企業のクライアント様の印象とも重なります。ドイツの弁護士は、日本企業のクライアント様には特に慎重に、正確に、早く、効率的に仕事をしなくてはならないというのは確かでしょう。日本企業様の期待は大きいのですから(笑)。この期待に応えることができれば、ドイツの弁護士はとも信義に厚くクライアント様に恵まれます。ですから、ドイツの弁護士にとっても、大変素晴らしい、長年にわたるお付き合いとなります。

〈湯川〉 最後に、貴所、Krieger Mes & Graf v. der Groeben 法律事務所の特徴をいくつか紹介ください。

〈キュンチエル弁護士〉 弊所は1929年の設立で、所在地はデュッセルドルフです。現在、8人のパートナーと4人のアシスタントの弁護士が所属しており、その全員が産業財産権に特化しています。特許案件、特に特許侵害訴訟のウエートが大きいです。意匠侵害や商標侵害の案件も非常に数が多いです。その他、競争法や独占禁止法の分野も昔から取り扱っています。また、ライセンスなど、産業財産権に関連する裁判外の案件にも対応しています。もちろん、「訴訟事務所」として、知財訴訟において特別の経験と見識を有します。弊所の弁護士はデュッセルドルフだけではなく、ドイツ全土の民事裁判所で訴訟代理人を務めることができます。

〈湯川〉 様々な訴訟の準備で忙しい中、ご丁寧に分かりやすくご回答いただき、誠にありがとうございました。

キュンチエル弁護士へのご質問・お問い合わせ

jens.kuenzel@krieger-mes.de

(日本語でのお問い合わせは、弊社カスタマー・サービスでもお受け致します service@prudentia-mr.com)

KRIEGER MES & GRAF v. der GROEBEN 法律事務所

■ 長い歴史

1929年、ベルリンに設立。1949年、(欧州で最も多くの特許侵害訴訟が行われている)デュッセルドルフに事務所を移転。

■ 知財専門

産業財産権に特化。全ての所属弁護士が下記の法律分野の案件を取り扱う。

- 特許、実用新案
- 商標
- 意匠
- 著作権
- 不正競争防止法
- 独占禁止法

■ 国内外の幅広い企業がクライアント

ドイツや海外の様々な業界の中小企業、中堅企業、大企業をクライアントに持つ。全ての所属弁護士が英語を始めとする複数の外国語に堪能。

■ 侵害訴訟に経験豊富

所属弁護士の全員が侵害訴訟や裁判外の侵害係争の専門知識を有する。特に特許侵害案件を得意とするが、商標や意匠侵害の案件でもドイツでトップクラス。

ドイツの全ての民事裁判所で訴訟代理人を務めることができ、特許無効訴訟では弁理士と共に連邦特許裁判所や連邦裁判所で代理人を務める。

ライセンス契約など係争以外の案件にも対応。

主な格付け機関によるランキング一覧

ユヴェ(2014/15年)	特許係争:ランク1
リーガル500(2015年)	特許係争:ランク2
チャムバース(2015年)	特許係争:ランク2
マネジングIP(2015年)	特許係争:ランク2、商標係争:ランク2

【所在地】 Bennisgen-Platz 1, 40474 Düsseldorf, Germany

【電話】 +49-211-4403 370 【FAX】 +49-211-4403 3760

【メール】 info@krieger-mes.de 【HP】 www.krieger-mes.de

無料サンプルが弊社ホームページ
www.prudentia-mr.com
よりダウンロードいただけます

A Guidebook - Leading IP Firms in Europe

欧州の有力知財事務所ガイド

欧州5カ国 - ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインの有力な特許事務所と知財に強い法律事務所を網羅

■ 有力事務所のランキング一覧

… 特許・商標の出願、知財訴訟・紛争解決

■ 著名弁理士・弁護士の一覧

… 特許・商標の出願、知財訴訟・紛争解決

■ 有力事務所のプロフィール

… 得意分野、実績・評判、日本語対応、日本企業担当者の連絡先など

特許・商標の出願、知財訴訟、ライセンス契約など、欧州の特許事務所や知財に強い法律事務所を見つけるためのガイドブック。紛争の相手方や競合他社が使っている事務所のランク・評判を確認することもできます。

“ 情報が日本語でひとつにまとまっているので、大変助かります。大企業や中堅でしたら、『1社に1冊』ですね ”

2011年版および2014年版のご購入者
(知的財産部責任者、元特許庁審査官の方)

※「良い欧州代理人」探し

「知財競争」の厳しさを知っているグローバル企業では、特許・法律事務所や弁理士・弁護士を事細かにチェックしています。このような企業では戦略的なやり方をしており、製品・技術、複雑度、重要度、ライセンスの問題、攻撃/防御、権利者かどうかなど、各事件の性質によって、訴訟地や代理人を選択しています。

“ 「良い欧州代理人探し」の背景には、「日本の特許事務所を使い分けたなら、次に欧州の事務所も目的別に使い分けたい」という日本出願人の要望があることは間違いありません ”

(日本国弁理士 三谷祥子氏による特別寄稿『本ガイドの刊行にあたって』より)



欧州の有力知財事務所ガイド

【ページ数】 約140ページ

【言語】 日本語

【価格】 380ユーロ

【形態】 PDF版

【出版日】 2014年5月

【お申し込み・お問い合わせ】

弊社カスタマーサービス
service@prudentia-mr.com

作成・出版

Prudentia Marketing Research Ltd.

Lindenstraße 48-52
40233 Düsseldorf
Germany

☎ +49-(0)211-2296 2750

☎ +49-(0)211-2296 2752

✉ info@prudentia-mr.com

🌐 www.prudentia-mr.com

